

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 21 号
応用情報科学研究科長期履修規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学長期履修規程(平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 108 号) 第 5 条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第 2 条 長期履修学生として出願することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者(正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者)または入学時点で職業を有する見込みのある者
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) 病気等その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者

(出願手続)

第 3 条 長期履修を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に研究科事務室に提出しなければならない。

- (1) 長期履修学生許可願(様式第 1 号)
- (2) 理由書(様式第 2 号)
- (3) 別表に定めるその他必要な書類

(長期在学期間の延長)

第 4 条 長期履修学生として認められた在学期間(以下「長期在学期間」という。)の延長は認めないものとする。

(長期在学期間の短縮)

第 5 条 長期履修学生が長期在学期間を満了しないうちに課程を修了する必要単位数を取得する見込みのある場合は、長期在学期間の短縮をすることができる。

2 前項の規定により長期在学期間の短縮の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる期間内に、長期在学期間短縮願(様式第 3 号)を研究科事務室に提出しなければならない。

- (1) 3 月修了予定者は、原則として短縮により修了することとなる年度の前年度の 11 月 1 日～1 月 31 日
- (2) 9 月修了予定者は、原則として短縮により修了することとなる年度の前年度の 5 月 1 日～7 月 31 日

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

別表

区分	必要書類
職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）または入学時点で職業を有する見込みのある者	在職証明書又はそれに代わるもの
育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者	本人の申立書
病気等その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科が認めた者	診断書等研究科において必要とされる書類

様式第1号 (第2条関係)

長期履修学生許可願

平成 年 月 日

兵庫県立大学長 様

応用情報科学研究科応用情報科学専攻

ふりがな：

氏 名： _____ 印

下記のとおり長期履修学生として、許可くださるようお願いいたします。

記

受 験 番 号		
入 学 年 月 日	修了予定年月 (○を付すこと)	長期在学期間(○で囲むこと)
平成 年 月 日入学	<ul style="list-style-type: none">平成 年 月 修了平成 年 月 修了	年 ・ 年
現 住 所	〒 TEL : () - FAX : e-mail :	
勤 務 先 (職 種)		
勤 務 先 所 在 地	〒 TEL () -	

理由書

(応用情報科学研究科)

受験番号	ふりがな	
	氏名	
希望する長期在学期間		年
希望理由を具体的に記入してください。		

長期在学期間短縮願

平成 年 月 日

兵庫県立大学長 様

学籍番号
氏 名

印

下記のとおり長期在学期間を短縮したいので、許可くださるようお願いします。

記

長期在学期間 (既許可期間)	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
(短縮希望期間)	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで

理 由

指導教員名 _____ 印